

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市情報公開条例等の一部改正について

松山市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市情報公開条例等の一部を改正する条例

(松山市情報公開条例の一部改正)

第1条 松山市情報公開条例(平成12年条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「公開」を「公開等」に、「救済手続及び救済機関」を「救済の手続」に改める。

第2章の章名中「公開」を「公開等」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(簡易な手続による行政情報の提供)

第16条の2 何人も、実施機関が適当と認める行政情報については、公開請求を経ることなく、実施機関が定める簡易な手続によりその全部又は一部の提供を求めることができる。

2 実施機関は、前項の規定による行政情報の提供の求めがあったときは、当該実施機関が定める手続により、速やかに行政情報を提供するものとする。

3 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による行政情報の提供について準用する。この場合において、行政情報の提供を写しの交付によって行うときは、当該行政情報の写しの送付は行わないものとする。

第17条を次のように改める。

(手数料及び費用負担)

第17条 第16条第1項(前条第3項において準用する場合を含む。)又は第3項の規定による行政情報の写しの交付を受ける者は、あらかじめ、別表に定める手数料を市に納めなければならない。

2 第16条第1項又は第3項の規定による行政情報の写しの交付を受ける者は、送付により当該交付を受けようとするときは、あらかじめ、送付に要する実費相当額の費

用を負担しなければならない。

第3章の章名及び第19条を次のように改める。

第3章 救済の手續

(審理員による審理手續に関する規定の適用除外)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

第22条を削る。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条を第22条とする。

第20条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(審議会への諮問)

第20条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について、行政不服審査法による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、松山市文書法制審議会条例(平成28年条例第 号)第1条に規定する松山市文書法制審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合(当該審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。第22条において同じ。))について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第23条の見出し中「審査会」を「審議会」に改め、同条第1項中「審査会」を「審議会」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「審査会」を「審議会

」に改め、同条第3項中「審査会」を「審議会」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「審査会は、不服申立て」を「審議会は、審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第24条中「審査会」を「審議会」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(意見書及び資料の写しの送付)

第24条の2 審議会は、第23条第4項若しくは前条の規定による意見書又は第23条第3項若しくは第4項若しくは前条の規定による資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第25条中「第19条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「審査会」を「審議会」に改める。

第26条中「審査会」を「審議会」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表(第17条関係)

| 行政情報の種別 | 写しの作成方法 | | 手数料 |
|-----------|----------------|-----|----------------|
| 文書、図画及び写真 | 市に備付けの複写機によるもの | 白黒 | 1枚につき10円 |
| | | カラー | 1枚につき20円 |
| | 外部発注によるもの | | 実費の範囲内で市長が定める額 |
| マイクロフィルム | 専用機器により用紙に出力 | | 実費の範囲内で市長が定める額 |
| 電磁的記録 | 専用機器により用紙に出力 | | 文書、図画及び写真の例による |

| | | |
|--|-------------------|----------------|
| | 光ディスクに複写 | 1枚につき50円 |
| | 磁気テープその他の電磁的媒体に複写 | 実費の範囲内で市長が定める額 |

備考

(1) 外部発注以外の方法により、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。

(2) 日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）の大きさを超える用紙に複写され、又は出力された場合は、A3の用紙を用いた場合の枚数に換算する。

（松山市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び松山市個人情報保護審議会」を削る。

第6条第3項中「松山市個人情報保護審議会に」を「松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第 号）第1条に規定する松山市文書法制審議会（以下「審議会」という。）に」に、「松山市個人情報保護審議会」を「審議会」に改める。

第8条第2項第8号、第9条第7号及び第14条第2項中「松山市個人情報保護審議会」を「審議会」に改める。

第24条第1項中「第43条及び第44条」を「第44条及び第45条」に改める。

第25条第1項中「次項及び第59条において」を「以下」に改める。

第26条の見出しを「（手数料及び費用負担）」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、あらかじめ、松山市情報公開条例別表に定める手数料を市に納めなければならない。この場合における同表の規定の適用については、同表中「行政情報」とあるのは、「保有個人情報が記録されている行政情報」とする。

第26条第2項中「この条例の規定により」を「前条第1項の規定による」に、「当該写しの作成及び」を「送付により当該交付を受けようとするときは、あらかじめ、」に、「費用」を「実費相当額の費用」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項の手数料又は前項」に改める。

第27条第2項中「松山市個人情報保護審議会」を「審議会」に改める。

第35条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改め、同条第2項中「松山市個人情報保護審議会」を「審議会」に改める。

第6章の章名及び第42条を次のように改める。

第6章 救済の手続

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

第45条を削る。

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条を第45条とする。

第43条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第44条とし、同条の前に次の1条を加える。

(審議会への諮問)

第43条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。第45条において同じ。）について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を認

容して利用停止をすることとする場合

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第46条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第47条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(意見書及び資料の写しの送付)

第47条の2 審議会は、第46条第4項若しくは前条の規定による意見書又は第46条第3項若しくは第4項若しくは前条の規定による資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第48条中「第42条」を「第43条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(松山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 松山市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に3項を加える改正規定中「第2項」の次に「(番号利用法第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を加える。

第34条の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

(松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第4条 松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から、第2条中松山市個人情報保護条例第35条第1項第1号の改正規定及び第4条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の松山市情報公開条例（以下この項において「新条例」という。）第17条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた新条例第5条の規定による公開請求及び新条例第16条の2第1項の規定による行政情報の提供の求めについて適用し、施行日前になされた公開請求及び行政情報の提供の求めについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の松山市個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第26条の規定は、施行日以後になされた新条例第14条の規定による開示請求について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法等の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号、第12号及び第14号の2中「350円」を「360円」に改め、同項第111号中「800円」を「820円」に改め、同項第118号の表中「7,000円」を「7,100円」に、「70,000円」を「71,000円」に、「99,000円」を「100,000円」に改め、同項第124号の2アを次のように改める。

ア 長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この号から第171号の3までにおいて「法」という。）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅を新築しようとする場合 次に掲げる建て方及び住棟の総戸数の区分に応じ、当該区分に定める額（共同住宅等にあつては、1戸につきその額を同時に申請する住戸の数で除して得た額）

| 建て方及び住棟の総戸数 | 手数料 | | |
|-------------|---|---|----------------------|
| | (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第 | (2) 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等とするための措置と同等以上の措 | (3) (1)及び(2)の場合以外の場合 |

| | | | | |
|---------|------------------|---|---------------------------------------|------------|
| | | 81号。以下この号から第124号の8までにおいて「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合 | 置が講じられていることが表示されているものに限る。)の交付を受けている場合 | |
| 一戸建ての住宅 | | 11,700円 | 17,700円 | 51,200円 |
| 共同住宅等 | 1戸 | 11,700円 | 17,700円 | 51,200円 |
| | 2戸以上 5戸以下 | 22,900円 | 39,000円 | 120,600円 |
| | 6戸以上 10戸以下 | 37,700円 | 61,700円 | 192,300円 |
| | 11戸以上 25戸以下 | 67,200円 | 114,900円 | 385,200円 |
| | 26戸以上 50戸以下 | 101,900円 | 183,300円 | 676,600円 |
| | 51戸以上 100戸以下 | 163,300円 | 303,900円 | 1,161,400円 |
| | 101戸以上 200戸以下 | 255,600円 | 527,700円 | 2,125,500円 |
| | 201戸以上 | 313,000円 | 717,700円 | 3,025,100円 |

(イ) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次に掲げる建て方及び住棟の総戸数の区分に応じ、当該区分に定める額（共同住宅等にあつては、1戸につきその額を同時に申請する住戸の数で除して得た額）

| 建て方及び住棟の総戸数 | 手数料 | |
|-------------|--|--------------|
| | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合 | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 一戸建ての住宅 | 15,100円 | 73,600円 |
| 共同住宅等 | 1戸 | 15,100円 |
| | 2戸以上 5戸以下 | 28,200円 |

| | | |
|------------------|----------|------------|
| 6戸以上 10戸以下 | 47,500円 | 276,400円 |
| 11戸以上 25戸以下 | 75,100円 | 545,900円 |
| 26戸以上 50戸以下 | 127,000円 | 977,500円 |
| 51戸以上 100戸以下 | 203,200円 | 1,680,500円 |
| 101戸以上 200戸以下 | 341,300円 | 3,109,100円 |
| 201戸以上 | 428,600円 | 4,443,000円 |

第2条第1項第124号の2イ(ア)並びに同項第124号の3ア及びイ(ア)中「建て方及び住棟の総戸数」を「場合の区分」に改め、同項第124号の4中「及び次号」を「, 次号及び第124号の8」に改め、同号ア(ア) a の表中「法律第49号」の次に「。以下この号, 第124号の6及び第124号の8において「省エネルギー法」という。」を加え、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を「住宅品質確保法」に、「又は」を「若しくは」に、「認定がある」を「技術的審査を受けている場合又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている」に改め、「場合以外」の次に「の場合」を加え、同(ア) b の表中「認定がある」を「技術的審査を受けている場合又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている」に改め、「場合以外」の次に「の場合」を加え、同ア(イ)の表中「認定がある」を「技術的審査を受けている」に改め、「場合以外」の次に「の場合」を加え、同項第124号の5の次に次の3号を加える。

(124)の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号から第124号の8までにおいて「建築物省エネ法」という。)第29条第1項関係) 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅 次に掲げる建て方, 住棟の総戸数及び床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

| | | |
|-------------------------|----------------------|------------------|
| 建て方, 住棟の総戸数及び床面積 の合計 | 手数料 | |
| | 建築物省エネ法第 30条第1項第1 | 左に掲げる場合以 外の場合 |

| | | | | |
|---------|-------------|---|---------|----------|
| | | 号に掲げる基準の適合性に関し、省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 | | |
| 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満 | 5,500円 | 37,300円 | |
| | 200平方メートル以上 | 5,500円 | 41,600円 | |
| 共同住宅等 | 1戸 | 200平方メートル未満 | 37,300円 | |
| | | 200平方メートル以上 | 41,600円 | |
| | 2戸以上4戸以下 | | 10,700円 | 74,900円 |
| | 5戸以上15戸以下 | | 22,300円 | 124,900円 |
| | 16戸以上45戸以下 | | 49,500円 | 212,700円 |
| | 46戸以上 | | 88,500円 | 305,200円 |

(イ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 標準入力法又は主要室入力法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

| 床面積の合計 | 手数料 | |
|--------------------------------|---|--------------|
| | 建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査を受けている場合 | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 300平方メートル未満 | 10,500円 | 246,000円 |
| 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 | 29,300円 | 397,700円 |
| 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 | 87,100円 | 567,500円 |

| | | |
|----------------------------------|----------|----------|
| 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 | 137,700円 | 698,900円 |
| 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 | 173,800円 | 826,100円 |
| 25,000平方メートル以上 | 217,100円 | 942,400円 |

- b モデル建物法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

| 床面積の合計 | 手数料 | |
|----------------------------------|---|--------------|
| | 建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査を受けている場合 | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 300平方メートル未満 | 10,500円 | 94,300円 |
| 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 | 29,300円 | 157,900円 |
| 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 | 87,100円 | 255,400円 |
| 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 | 137,700円 | 333,400円 |
| 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 | 173,800円 | 400,600円 |
| 25,000平方メートル以上 | 217,100円 | 469,900円 |

- (ウ) 複合建築物 次に掲げる住宅部分及び非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

- a 住宅部分 申請に係る複合建築物の建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計の区分に応じ、(ア)に定める額
- b 非住宅部分 申請に係る複合建築物の非住宅部分の審査の区分に応じ、(イ)に定める額

- イ 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した額

- (ア) 建築物の区分に応じアに規定する額
- (イ) 床面積の合計に応じ第127号に規定する額
- (ウ) 建築設備及び工作物の区分に応じ第128号に規定する額

(124)の7 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（建築物省エネ法第

31条第1項関係) 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額)

ア 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 建築物の区分に応じ前号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額

イ 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額を合算した額

(ア) 建築物の区分に応じ前号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 床面積の合計に応じ第127号に規定する額

(ウ) 建築設備及び工作物の区分に応じ第128号に規定する額

(124)の8 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料(建築物省エネ法第36条第1項関係) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 性能基準による審査 次に掲げる建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

| 建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計 | 手数料 | |
|---|--------------|--|
| 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合、建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合(これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を | 左に掲げる場合以外の場合 | |

| | | 受けている場合 | |
|---------|----------------|---------|----------|
| 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満 | 5,500円 | 37,300円 |
| | 200平方メートル以上 | 5,500円 | 41,600円 |
| 共同住宅等 | 2戸以上 4戸以下 | 10,700円 | 74,900円 |
| | 5戸以上 15戸以下 | 22,300円 | 124,900円 |
| | 16戸以上 45戸以下 | 49,500円 | 212,700円 |
| | 46戸以上 | 88,500円 | 305,200円 |

(イ) 仕様基準による審査 次に掲げる建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

| 建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計 | | 手数料 | | |
|--------------------|-------------|--|--------------|--|
| | | 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合、建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）又は住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 | 左に掲げる場合以外の場合 | |
| 一戸建ての住宅 | 200平方メートル未満 | 5,500円 | 19,200円 | |
| | 200平方メートル以上 | 5,500円 | 20,700円 | |

| | | | |
|-------|----------------|---------|----------|
| 共同住宅等 | 2戸以上 4戸以下 | 10,700円 | 35,900円 |
| | 5戸以上 15戸以下 | 22,300円 | 62,000円 |
| | 16戸以上 45戸以下 | 49,500円 | 112,300円 |
| | 46戸以上 | 88,500円 | 170,100円 |

イ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 標準入力法又は主要室入力法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

| 床面積の合計 | 手数料 | |
|----------------------------------|---|--------------|
| | 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準の適合性に関し、省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査を受けている場合又は建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。） | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 300平方メートル未満 | 10,500円 | 246,000円 |
| 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 | 29,300円 | 397,700円 |
| 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 | 87,100円 | 567,500円 |
| 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 | 137,700円 | 698,900円 |
| 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 | 173,800円 | 826,100円 |
| 25,000平方メートル以上 | 217,100円 | 942,400円 |

(イ) モデル建物法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に

定める額

| 床面積の合計 | 手数料 | |
|----------------------------------|---|--------------|
| | 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準の適合性に関し、省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査を受けている場合又は建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。） | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 300平方メートル未満 | 10,500円 | 94,300円 |
| 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 | 29,300円 | 157,900円 |
| 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 | 87,100円 | 255,400円 |
| 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 | 137,700円 | 333,400円 |
| 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 | 173,800円 | 400,600円 |
| 25,000平方メートル以上 | 217,100円 | 469,900円 |

ウ 複合建築物 次に掲げる住宅部分及び非住宅部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 申請に係る複合建築物の審査の区分に応じ、アに定める額

(イ) 非住宅部分 申請に係る複合建築物の非住宅部分の審査の区分に応じ、イに定める額

第2条第1項第127号の2を削り、同項第157号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項第158号中「第68条の5の4第1項」を「

第68条の5の5第1項」に改め、同項第159号中「第68条の5の4第2項」を「第68条の5の5第2項」に改め、同項第160号中「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同項第162号中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同項第173号及び第174号中「350円」を「360円」に改め、同項第174号の2の次に次の1号を加える。

(174)の3 提出書面等の写しの交付手数料（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項及び第78条第4項関係。他の法令又は条例の規定により適用され、又は準用される場合を含む。） 次に掲げる書面等の種別及び写し等の作成方法の区分に応じ、当該区分に定める額

| 書面等の種別 | 写し等の作成方法 | | 手数料 |
|-----------|----------------|-----|----------------|
| 書面、書類又は資料 | 市に備付けの複写機によるもの | 白黒 | 1枚につき10円 |
| | | カラー | 1枚につき20円 |
| | 外部発注によるもの | | 実費の範囲内で市長が定める額 |
| 電磁的記録 | 専用機器により用紙に出力 | | 書面、書類又は資料の例による |

備考

(1) 外部発注以外の方法により、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。

(2) 日本工業規格A列3番（以下「A3」という。）の大きさを超える用紙に複写され、又は出力された場合は、A3の用紙を用いた場合の枚数に換算する。

第2条第1項第175号中「350円」を「360円」に改める。

第5条に次の1項を加える。

2. 第2条第1項第174号の3に規定する手数料が次の各号に掲げる手数料である場合における前項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは、当該各号に定める字句とする。

(1) 行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項に規定する手数料 審理員（行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により審理員を指名しない場合にあつては、審査庁）

(2) 行政不服審査法第 8 1 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同法第 7 8 条第 4 項に規定する手数料 行政不服審査法第 8 1 条第 1 項に規定する機関

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 2 7 号の 2 を削る改正規定並びに同項第 1 5 7 号から第 1 6 0 号まで及び第 1 6 2 号の改正規定 公布の日

(2) 第 2 条第 1 項第 1 1 号, 第 1 2 号, 第 1 4 号の 2, 第 1 1 1 号, 第 1 1 8 号, 第 1 7 3 号, 第 1 7 4 号及び第 1 7 5 号の改正規定 平成 2 8 年 7 月 1 日

(経過措置)

2 第 2 条第 1 項第 1 2 7 号の 2 を削る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

認可地縁団体告示事項証明手数料等の適正化を図るとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を徴収するため、本案を提出する。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例及び松山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例及び松山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例及び松山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称))」を「又は名称」に改め、同条第4号中「(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)」を「又は名称」に改める。

第7条の2から第12条までを次のように改める。

(徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第7条の2 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。)又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限(以下この条において「各分割納付等期限」という。)及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額(以下この条において「各分割納付等金額」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限又は当該各分割納付等金額を変更することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該各分割納付等期限、当該各分割納付等金額その他必要な事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、第2項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更した場合について準用する。

(徴収猶予の申請手続等)

第8条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間
 - (3) その他規則で定める事項
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類(法第16条第1項ただし書の規定により担保を徴しない場合におけるものを除く。)
 - (4) その他規則で定める書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間
 - (3) その他規則で定める事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号及び第3号に掲げる書類その他規則で定める書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない

理由

(2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

(3) その他規則で定める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第3号に掲げる書類
その他規則で定める書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第9条 第7条の2の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第
15条第3項又は第5項の規定により、法第15条の5第1項の規定による換価の猶
予に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

2 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、前条第2項
第2号及び第3号に掲げる書類その他規則で定める書類とする。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第10条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第7条の2の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15
条第3項又は第5項の規定により、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に
係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困
難となる事情の詳細

(2) 納付し、又は納入することが困難である金額

(3) 換価の猶予を受けようとする期間

(4) その他規則で定める事項

4 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第8条第2
項第2号及び第3号に掲げる書類その他規則で定める書類とする。

5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 換価の猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない
理由

(2) 換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

(3) その他規則で定める事項

6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第11条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、同項の猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情があると市長が認める場合とする。

(公示送達)

第12条 法第20条の2の規定による公示送達は、松山市公告式条例(昭和25年条例第38号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第12条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「以下本条中」を「第3項において」に改める。

第17条第2項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第29条の2第7項第3号中「法人番号」を「法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」に改める。

第34条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第75条第2項第2号中「次条」を「以下この号及び次条」に改める。

第128条の3第2項第1号中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」及び「個人番号又は」を削る。

第157条第1号中「をいう」の次に「。以下この号において同じ」を加える。

(松山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 松山市固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条の見出し中「受理及び却下」を「調査及び却下の通知」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会は、前項の規定による調査の結果、法第433条第11項の規定により読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条の規定により審査の申出を却下するときは、その旨を審査申出人に通知しなければならない。

第5条第3項及び第4項を削る。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中松山市市税賦課徴収条例第2条第3号及び第4号、第29条の2第7項第3号、第34条第2項第1号、第75条第2項第2号、第128条の3第2項第1号並びに第157条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(徴収猶予等に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第7条の2、第8条及び第11条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法

律第2号)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に申請される同条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用する。

2 新条例第9条及び第11条(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

3 新条例第10条及び第11条(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に納期限が到来する徴収金について適用する。

(審査の申出に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の松山市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、徴収の猶予等について定めるため、本案を提出する。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市人口減少対策推進条例の制定について
松山市人口減少対策推進条例を次のように定める。

記

松山市人口減少対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の人口の減少がもたらす影響の重大性に鑑み、人口減少対策について、基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、関係者の役割その他人口減少対策を推進するための基本となる事項を定めることにより、本市の地域特性に応じた人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民生活の安定及び地域経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人口減少対策 本市における人口の減少及び少子高齢化の進行に的確に対応し、将来にわたって本市の人口の安定化及び年齢構成の平準化を図るとともに、潤いのある豊かな生活及び魅力的で活力ある地域社会の維持及び発展に資する対策をいう。
- (2) 松山圏域 本市及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき本市と連携協約を締結している市町の区域をいう。
- (3) 推進団体 人口減少対策の推進に賛同する旨を市長に届け出た事業者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であつて、市内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 人口減少対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が、将来への様々な夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、多様性豊かで魅力ある地域社会の形成並びに日常生活及び社会生活を営む基

盤となる環境及びサービスの提供の確保を図ること。

- (2) 結婚、出産、就業等は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、市民及びそれ以外の者が、本市での居住、結婚、出産、育児、就学、就業等を希望し、及びその実現の可能性が高まるような環境の整備を図ること。
- (3) 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- (4) 市内に限らず、松山圏域内の市町並びにそれ以外の都市及び地域との人、物、資本、サービス、情報等の交流を活発化し、行政サービス及び民間サービスの向上並びに民間投資、雇用創出等の促進を図ること。
- (5) 市民が誇りと愛着を持ち、市民以外の人々が憧れを抱く地域となるよう、本市への共感及び信頼を高めるとともに、安全で安心な地域づくりを推進すること。
- (6) 国、関係地方公共団体、市、推進団体、事業者（推進団体を除く。次条第2項及び第6条において同じ。）、市民その他の関係者の連携及び協力が図られること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、人口減少対策に関する総合的な施策を策定し、周知し、実施し、及び検証するものとする。

2 市は、国、関係地方公共団体、推進団体、事業者、学校、市民その他の関係者との連携を図り、その協力を得られるよう努めるものとする。

（推進団体の役割）

第5条 推進団体は、基本理念にのっとり、人口減少対策をそれぞれの立場で積極的に推進し、又は支援するとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第6条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

（学校の自主的な協力）

第7条 学校（大学及び専修学校に限る。）は、自主的に、人口減少対策に関する専門的知識を有する人材の育成及びその研究に努めるものとする。

2 学校は、自主的に、人口減少対策に関する理解を深める学習等を通じて、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

3 前2項の規定による協力は、学校その他教育に関係する者の自由かつ自律的な意思の

みに基づいて行われるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、人口減少対策についての関心と理解を深めるとともに、市その他の者が実施する人口減少対策に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(総合戦略の策定等)

第9条 市長は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、第4条第1項の施策の推進に関して松山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するものとする。

2 総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人口減少対策に関する基本的な目標

(2) 人口減少対策に関する施策についての基本的な方向

(3) 人口減少対策に関する施策の効果等に関する評価指標

(4) 前3号に掲げるもののほか、人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、総合戦略の策定に当たっては、推進団体その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、総合戦略を策定したときは、遅滞なくこれを公表し、及び周知するものとする。

5 市長は、総合戦略に基づき人口減少対策に関する施策を実施するとともに、毎年度、その実施状況、効果等を調査し、及び分析した上で、総合的な検証を行うものとする。

6 市長は、社会経済情勢その他本市を取り巻く環境の変化を勘案するとともに、前項の規定による検証の結果を踏まえ、必要と認めるときは、総合戦略を変更するものとする。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による総合戦略の変更について準用する。

(人口減少対策推進会議)

第10条 推進団体のうち法人格を有する団体は、人口減少対策を推進するために必要と認めるときは、規約を定めて、人口減少対策推進会議（以下この条において「推進会議」という。）を設置することができる。

2 推進会議には、産業、行政、教育、金融、労働、報道及び市民活動の各分野に属する推進団体が含まれていなければならない。

3 推進会議は、この条例及び総合戦略に定める事項、その実施状況その他必要な事項に

ついて自ら調査、検証等を行い、市長に意見を述べることができる。

- 4 市長は、推進会議から求めがあったときは、適当と認められる範囲内において、必要な協力をすることができる。

(財政上の措置)

第11条 市は、人口減少対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

人口減少対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本案を提出する。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市民会館条例等の一部改正について

松山市民会館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市民会館条例等の一部を改正する条例

(松山市民会館条例の一部改正)

第1条 松山市民会館条例(昭和40年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

| 時間区分 使用区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 | 摘要 |
|--------------|-----------|---------|---------|---------|----------|------------|
| | | 9時～12時 | 13時～17時 | 18時～22時 | 9時～22時 | |
| 大ホール | 平日 | 23,620円 | 49,290円 | 61,620円 | 120,150円 | 楽屋を含む。 |
| | 土曜日 | 27,720円 | 58,530円 | 73,940円 | 143,780円 | |
| | 日曜日 祝日 | | | | | |
| 中ホール | 平日 | 8,210円 | 18,480円 | 23,620円 | 45,180円 | 楽屋を含む。 |
| | 土曜日 | 10,270円 | 21,560円 | 27,720円 | 53,400円 | |
| | 日曜日 祝日 | | | | | |
| 小ホール | 平日 | 3,080円 | 7,180円 | 8,210円 | 16,430円 | 和室(楽屋)を含む。 |
| | 土曜日 | 4,100円 | 8,210円 | 10,270円 | 20,540円 | |
| | 日曜日 祝日 | | | | | |
| 第1会議室 | | 1,840円 | 2,870円 | 3,490円 | 7,180円 | |
| 第2会議室 | | 1,640円 | 2,670円 | 3,180円 | 6,770円 | |
| 第3会議室 | | 2,050円 | 3,380円 | 4,100円 | 8,620円 | |
| 第4会議室 | | 1,640円 | 2,670円 | 3,180円 | 6,770円 | |
| 第5会議室 | | 1,330円 | 2,150円 | 2,560円 | 5,440円 | |
| 第6会議室 | | 1,640円 | 2,670円 | 3,180円 | 6,770円 | |
| 第7会議室 | | 1,020円 | 1,740円 | 2,560円 | 4,820円 | |
| 小ホール会議場 | | 2,560円 | 3,590円 | 5,130円 | 10,270円 | |
| 和室1 | | 1,330円 | 2,150円 | 2,560円 | 5,440円 | |

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 和室2 | 1,020円 | 1,740円 | 2,560円 | 4,820円 | |
| 洋室1 | 1,020円 | 1,430円 | 2,050円 | 4,100円 | |
| 洋室2 | 1,020円 | 1,020円 | 2,050円 | 3,080円 | |
| 洋室3 | 1,020円 | 1,430円 | 2,050円 | 4,100円 | |
| リハーサル室 | 2,050円 | 3,380円 | 4,100円 | 8,620円 | |
| 練習室1 | 1,230円 | 1,950円 | 2,460円 | 5,030円 | |
| 練習室2 | 1,230円 | 1,950円 | 2,460円 | 5,030円 | |

(松山市北条市民会館条例の一部改正)

第2条 松山市北条市民会館条例(平成16年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

| 時間区分 使用区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 | 摘要 |
|--------------|-----------|----------------|----------------|-------------------|-------------------|----------|
| | | 午前9時から 正午まで | 正午から午後 5時まで | 午後5時から 午後10時まで | 午前9時から 午後10時まで | |
| 大ホール | 平日 | 8,650円 | 16,270円 | 20,600円 | 41,300円 | 出演者控室を含む |
| | 土曜日 | 10,810円 | 19,460円 | 23,890円 | 48,820円 | |
| | 日曜日 祝日 | | | | | |
| 第1会議室 | | 620円 | 940円 | 1,250円 | 2,620円 | |
| 第2会議室 | | 420円 | 620円 | 840円 | 1,670円 | |
| 第3会議室 | | 940円 | 1,360円 | 1,780円 | 3,570円 | |
| 集会室 | | 3,700円 | 5,350円 | 6,790円 | 13,590円 | |
| 研修室 | | 1,360円 | 1,990円 | 2,620円 | 5,250円 | |
| 和室 | | 940円 | 1,360円 | 1,780円 | 3,570円 | |
| ホワイエ展示室 | | 3,290円 | 4,420円 | 5,560円 | 11,120円 | |

別表第9項中「次項の」を「次項に規定する」に改め、「の当該」の次に「時間区分を」を加え、同項第1号中「5,100円」を「5,250円」に改め、同表第10項第1号中「10,190円」を「10,490円」に改める。

(松山市北条ふるさと館条例の一部改正)

第3条 松山市北条ふるさと館条例(平成16年条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「610円」を「620円」に、「920円」を「940円」に、「1,220円」を「1,250円」に、「2,550円」を「2,620円」に、「

「1,330円」を「1,360円」に、「1,730円」を「1,780円」に、「3,470円」を「3,570円」に、「3,570円」を「3,670円」に、「5,200円」を「5,350円」に、「6,420円」を「6,610円」に、「12,950円」を「13,330円」に改める。

付 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(提案理由)

松山市民会館使用料等の適正化を図るため、本案を提出する。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市総合コミュニティセンター条例等の一部改正について

松山市総合コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市総合コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(松山市総合コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 松山市総合コミュニティセンター条例(昭和59年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中 「

| |
|--------|
| 6,700円 |
|--------|

」を「

| |
|--------|
| 6,820円 |
|--------|

」に、「10,000円」を「10,190円」に、「13,300円」を「13,550円」に、「16,700円」を「17,010円」に、「

| | |
|---------|---------|
| 23,300円 | 30,000円 |
|---------|---------|

」を「

| | |
|---------|---------|
| 23,740円 | 30,560円 |
|---------|---------|

」に、「20,000円」を「20,460円」に、「

| | | |
|---------|---------|---------|
| 30,000円 | 40,000円 | 50,000円 |
|---------|---------|---------|

」を「

| | | |
|---------|---------|---------|
| 30,570円 | 40,650円 | 51,030円 |
|---------|---------|---------|

」に、「70,000円」を「71,220円」に、「90,000円」を「91,680円」に、「

| | |
|---------|---------|
| 40,000円 | 60,000円 |
|---------|---------|

」を「

| | | |
|---------|---------|---------|
| 40,760円 | 61,140円 | 81,520円 |
|---------|---------|---------|

」に、「100,000円」を「101,900円」に、「140,000円」を「142,660円」に、「180,000円」を「183,420円」に、「150,000円」を「152,850円」に、「200,000円」を「203,800円」に、

0円」に、「250,000円」を「254,750円」に、「350,000円」を「356,650円」に、「450,000円」を「458,550円」に、「900円」を「910円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,200円」を「2,230円」に、「3,100円」を「3,150円」に、「4,000円」を「4,060円」に、「1時間につき800円」を「1時間につき810円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「2,000円」を「2,030円」に、「2,500円」を「2,540円」に、「3,500円」を「3,550円」に、「4,500円」を「4,570円」に、「6,000円」を「6,090円」に、「800円」を「810円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「2,700円」を「2,740円」に、「15,000円」を「15,280円」に改める。

別表第2第1項の表文化ホールの部カメラホールの中「土・日曜、祝日」を「土曜日 日曜日 祝日」に、「15,000円」を「15,280円」に、「25,000円」を「25,470円」に、「34,000円」を「34,640円」に、「66,000円」を「67,250円」に、「18,000円」を「18,340円」に、「30,000円」を「30,570円」に、「41,000円」を「41,770円」に、「80,000円」を「81,520円」に改め、同部リハーサル室の項及び展示室の項中「2,000円」を「2,030円」に、「3,300円」を「3,360円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「8,400円」を「8,550円」に改め、同部練習室1の項中「1,200円」を「1,220円」に、「1,900円」を「1,930円」に、「2,400円」を「2,440円」に、「4,900円」を「4,990円」に改め、同部練習室2の項及び練習室3の項中「600円」を「610円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「2,500円」を「2,540円」に改め、同表プラザ・研修会議室の部中「12,000円」を「12,220円」に、「19,800円」を「20,170円」に、「23,800円」を「24,250円」に、「50,000円」を「50,950円」に、「3,500円」を「3,560円」に、「4,500円」を「4,580円」に、「5,500円」を「5,600円」に、「2,500円」を「2,540円」に、「9,000円」を「9,170円」に、「5,000円」を「5,090円」に改め、

円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「8,000円」を「8,150円」に、「17,000円」を「17,320円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,800円」を「2,850円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「7,000円」を「7,130円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,400円」を「1,420円」に、「1,700円」を「1,730円」に、「3,700円」を「3,770円」に改め、同別表第2項の表を次のように改める。

| 区 分 | | 時 間 | | 全 日 | |
|-----------------------|------------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| | | 午 前 9時～12時 | 午 後 13時～17時 | 夜 間 18時～22時 | 全 日 9時～22時 |
| 入場料が300円未満 | 平日 | 17,320円 | 32,200円 | 40,550円 | 81,820円 |
| | 土曜日 日曜日 祝日 | 20,990円 | 35,760円 | 47,890円 | 93,640円 |
| | | | | | |
| 入場料が300円以上500円未満 | 平日 | 19,360円 | 37,190円 | 46,770円 | 94,350円 |
| | 土曜日 日曜日 祝日 | 23,640円 | 41,260円 | 53,900円 | 105,670円 |
| | | | | | |
| 入場料が500円以上1,000円未満 | 平日 | 21,600円 | 42,180円 | 52,980円 | 106,890円 |
| | 土曜日 日曜日 祝日 | 26,390円 | 46,670円 | 60,120円 | 117,890円 |
| | | | | | |
| 入場料が1,000円以上2,000円未満 | 平日 | 25,470円 | 47,170円 | 59,400円 | 119,420円 |
| | 土曜日 日曜日 祝日 | 29,850円 | 52,170円 | 68,880円 | 136,240円 |
| | | | | | |
| 入場料が2,000円以上3,000円未満 | 平日 | 30,570円 | 52,070円 | 67,550円 | 136,640円 |
| | 土曜日 日曜日 祝日 | 33,210円 | 57,770円 | 78,460円 | 154,370円 |
| | | | | | |
| 入場料が3,000円以上 | 平日 | 39,430円 | 69,590円 | 89,060円 | 182,400円 |
| | 土曜日 日曜日 祝日 | 43,610円 | 77,030円 | 102,610円 | 203,690円 |
| | | | | | |
| 入場料は徴収しないが営利目的で使用する場合 | 平日 | 30,570円 | 50,950円 | 69,290円 | 134,500円 |
| | 土曜日 日曜日 祝日 | 36,680円 | 61,140円 | 83,550円 | 163,040円 |
| | | | | | |

別表第2第6項中「相当額」の次に「(10円未満の端数は切り上げる。)」を加え

る。

別表第3第1項の表中「土・日曜、祝日」を「土曜日 日曜日 祝日」に、「29,000円」を「29,550円」に、「39,000円」を「39,740円」に、「49,000円」を「49,930円」に、「105,000円」を「106,990円」に、「35,000円」を「35,660円」に、「47,000円」を「47,890円」に、「59,000円」を「60,120円」に、「127,000円」を「129,410円」に、「25,000円」を「25,470円」に、「33,000円」を「33,620円」に、「41,000円」を「41,770円」に、「89,000円」を「90,690円」に、「30,000円」を「30,570円」に、「40,000円」を「40,760円」に、「107,000円」を「109,030円」に改める。

別表第5の2第1項の表中「土・日曜、祝日」を「土曜日 日曜日 祝日」に、「4,200円」を「4,270円」に、「7,100円」を「7,230円」に、「9,600円」を「9,780円」に、「18,500円」を「18,850円」に、「5,100円」を「5,190円」に、「8,600円」を「8,760円」に、「11,600円」を「11,820円」に、「22,400円」を「22,820円」に改める。

別表第5の3第1項の表中「8,000円」を「8,150円」に改める。

(松山市野外活動センター条例の一部改正)

第2条 松山市野外活動センター条例(平成2年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「500」を「510」に、「1,600」を「1,640」に、「2,200」を「2,250」に、「1,000」を「1,020」に、「2,000」を「2,040」に改め、同別表第2項の表中「3,000」を「3,070」に改め、「(テント持込みの場合に限る。)」を削り、「12,000」を「12,300」に、「500」を「510」に、「1,000」を「1,020」に、

「

| |
|-----|
| 2,0 |
|-----|

」を「

| |
|-------|
| 2,050 |
|-------|

」に、「

| | | |
|----|---|----|
| 1人 | 1 | 20 |
| 回 | | |

」を「

| | |
|----|-----|
| 1回 | 400 |
|----|-----|

」

に改め、同別表第3項の表中「800」を「820」に、「1,600」を「1,64

0」に、「500」を「510」に、「400」を「410」に改め、「(テント持込みの場合に限る。)」を削り、「3,000」を「3,070」に、「2,500」を「2,560」に、「5,000」を「5,120」に、「1,000」を「1,020」に改める。

(松山中央公園体育施設条例の一部改正)

第3条 松山中央公園体育施設条例(平成11年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中「4,200円」を「4,320円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「8,400円」を「8,650円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「84,000円」を「86,500円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「12,600円」を「12,970円」に、「25,200円」を「25,950円」に、「252,000円」を「259,500円」に改め、同別表第2項の表中「420円」を「430円」に、「840円」を「860円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,470円」を「1,510円」に改め、電気設備の項を削り、「5,250円」を「5,400円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「31,500円」を「32,400円」に、「157,500円」を「162,000円」に、「25,200円」を「25,920円」に、「126,000円」を「129,600円」に、「18,900円」を「19,440円」に、「94,500円」を「97,200円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「63,000円」を「64,800円」に、「6,300円」を「6,480円」に改め、同別表第3項の表及び第4項の表中「420円」を「430円」に改める。

別表第3中「1,050円」を「1,080円」に、「530円」を「540円」に、「2,100円」を「2,160円」に改め、同表の備考第3号中「使用期間に1日」を「使用に係る期間又は面積に1日又は1平方メートル」に、「1日と」を「それぞれ1日又は1平方メートルと」に改める。

別表第4第1項の表中「3,360円」を「3,460円」に、「840円」を「860円」に、「6,720円」を「6,920円」に、「1,680円」を「1,730円」に、「67,200円」を「69,200円」に、「16,800円」を「17,

300円」に、「10,080円」を「10,380円」に、「20,160円」を「20,760円」に、「201,600円」を「207,600円」に改め、同別表第2項の表中「420円」を「430円」に、「840円」を「860円」に、「3,150円」を「3,240円」に改め、電気設備の項を削り、「1,050円」を「1,080円」に、

| |
|--------|
| 5,250円 |
| 2,100円 |

を

| |
|--------|
| 5,400円 |
| 2,150円 |

に、「4,200円」を

「4,320円」に、「21,000円」を「21,600円」に、

| |
|--------|
| 2,100円 |
|--------|

「10,500円」を

| | |
|--------|---------|
| 2,160円 | 10,800円 |
|--------|---------|

に改める。

別表第6中「420円」を「430円」に、「840円」を「860円」に改め、同表の備考第3号中「使用期間に1日」を「使用に係る期間又は面積に1日又は1平方メートル」に、「1日と」を「それぞれ1日又は1平方メートルと」に改める。

別表第7第1項の表中「3,360円」を「3,460円」に、「1,680円」を「1,730円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「42,000円」を「43,200円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「840円」を「860円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「10,500円」を「10,800円」に改め、同別表第2項の表中「420円」を「430円」に、「2,520円」を「2,560円」に、「5,040円」を「5,120円」に、「1,260円」を「1,280円」に、「630円」を「640円」に改める。

別表第8第1項の表中「5,040円」を「5,180円」に、「1,260円」を「1,290円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「1,580円」を「1,620円」に、「63,000円」を「64,800円」に、「15,750円」を「16,200円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「630円」を「640円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「790円」を「810円」に、「31,500円」を「32,400円」に、「7,780円」を「8,100円」に、「740円」を「760円」に、「370円」を「380円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「530円」を「540円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「5,250円」を「5,400円」に改め、同別表第2項の表

中「1, 470円」を「1, 520円」に, 「740円」を「760円」に改める。

別表第9を次のように改める。

別表第9

松山中央公園運動広場・テニスコート臨時広告料金

| 区 分 | | 利 用 単 位 | 料 金 |
|----------------------|---------------------|------------|------|
| アマチュアスポーツ に使用する場合 | テレビの録画又は中 継がある場合 | 1平方メートル・1日 | 430円 |
| | その他 | 1平方メートル・1日 | 210円 |
| その他の場合 | テレビの録画又は中 継がある場合 | 1平方メートル・1日 | 860円 |
| | その他 | 1平方メートル・1日 | 430円 |

備考

(1) 広告の設置箇所は, クラブハウス東西(壁面), テニスコートフェンス及び運動広場フェンスとする。

(2) この表に定める料金は, 営利目的に体育施設を使用する場合に徴収する。

(3) 使用に係る期間又は面積に1日又は1平方メートルに満たない端数があるときは, その端数をそれぞれ1日又は1平方メートルとして計算する。

別表第10第2項の表中「500円」を「510円」に, 「8,000円」を「8,240円」に, 「10,000円」を「10,300円」に, 「100,000円」を

「103,000円」に,

| | | | | |
|---------------------|------------------------------|-----------|-----|---------|
| 屋内 健康 プ ール | アマチュア スポーツに 使用する場 合 | 高校生 以下 | 1時間 | 1,600円 |
| | | その他 | 1時間 | 2,000円 |
| | その他の場合 | | 1時間 | 20,000円 |

を

| | | | | |
|---------------------|------------------------------|-----------|-----|----------|
| 屋内 健康 プ ール | アマチュア スポーツに 使用する場 合 | 高校生 以下 | 1時間 | 1,640円 |
| | | その他 | 1時間 | 2,060円 |
| | その他の場合 | | 1時間 | 20,600円 |
| 屋 外 プ ール | アマチュア スポーツに 使用する場 合 | 高校生 以下 | 1時間 | 11,280円 |
| | | その他 | 1時間 | 14,110円 |
| | その他の場合 | | 1時間 | 141,100円 |

に改め, 同表の備考中第

5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 屋外プールの専用使用は、屋内50メートルプールの全コース及び屋内健康プールを専用使用する場合に限るものとする。

別表第10第3項の表中「400円」を「410円」に、「600円」を「610円」に、「700円」を「720円」に改める。

別表第12中「600円」を「610円」に改める。

別表第13常設飲食施設スペース使用料金の項を削り、同表の備考第3号中「期間、」及び「1月、」を削る。

(松山市体育施設条例の一部改正)

第4条 松山市体育施設条例(平成16年条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第3共用の部を削る。

別表第4第1項の表中

| | | | |
|----|-------|--------|------|
| 共用 | 一般 | 1人・2時間 | 150円 |
| | | 1人・1日 | 500円 |
| | 児童・生徒 | 1人・2時間 | 100円 |
| | | 1人・1日 | 300円 |

を

| | | | | |
|----|-------|--------|--------|------|
| 共用 | 早朝 | 一般 | 1人・1回 | 150円 |
| | | 児童・生徒 | 1人・1回 | 100円 |
| | 早朝以外 | 一般 | 1人・2時間 | 150円 |
| | | | 1人・1日 | 500円 |
| | 児童・生徒 | 1人・2時間 | 100円 | |
| | | 1人・1日 | 300円 | |

に改め、同表の備考中

第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 「早朝」とは午前6時から午前8時30分までをいい、「早朝以外」とは午前8時30分から午後7時までをいう。

別表第4第2項の表中「1回」を「1時間」に、「2,650円」を「400円」に改める。

別表第5第1項の表陸上競技場の部中「1,000円」を「1,030円」に、「5

00円」を「510円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表球技場の部中「800円」を「820円」に、「400円」を「410円」に、「1,600円」を「1,640円」に改め、同表球技場照明施設の部中「750円」を「770円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同表フットサル場の部中「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表フットサル場照明施設の部中「750円」を「770円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同表体育館の部中「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表体育館照明施設の部中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、同別表第2項の表中「350円」を「360円」に、「700円」を「720円」に改める。

別表第7中「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に改める。

別表第8中「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に、「700円」を「710円」に、「510円」を「520円」に、「800円」を「820円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年6月30日から同年7月1日にかけて松山市野外活動センター条例に規定する研修棟又はスタッフロッジに宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

総合コミュニティセンター使用料等の適正化を図るため、本案を提出する。

